

新設助成金・最低賃金について

送信枚数 本紙含み 1 枚

① 就職未定の既卒者などを採用した場合の奨励金について



☑ 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

…大学等を卒業後3年以内の既卒者を正規雇用した事業主に対して奨励金が支給されます。

I 助成金の対象となる求職者

平成20年3月以降、大学等（大学、短大、専修学校など）を卒業後3年以内の既卒者で、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない、ハローワークに求人登録をしている人。

II 支給対象となる事業主

卒業後3年以内の既卒者も応募可能な新卒求人をハローワークに提出し、上記の求職者を正規雇用した事業主。

III 奨励金支給額

正規雇用での雇入れから6カ月経過後に100万円を支給。（同一事業所につき1回限り）

☑ 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

…卒業後も就職活動中の新規学卒者を、有期雇用（原則3カ月）で雇用後、正規雇用へ移行した場合に支給されます。

I 助成金の対象となる求職者

平成20年3月以降の新規学卒者（大学、高校、中学など）で、就職先が未決定（卒業後3年以内の既卒者）であり、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない、ハローワークに求人登録をしている人。（40歳未満に限る）

II 支給対象となる事業主

大学、高校などを卒業後3年以内の既卒者を対象とした既卒者トライアル求人をハローワークに提出し、上記の求職者を有期雇用（原則3カ月）として採用、その後正規雇用で雇入れた事業主。

III 奨励金支給額

- ・有期雇用期間（原則3カ月）…対象者一人につき月額10万円（最大30万円）
- ・有期雇用終了後の正規雇用…対象者一人につき50万円（雇入れから3カ月後に支給）

※有期雇用終了後に正規雇用しなかった場合でも、有期雇用期間のみで奨励金の対象となります。

☆上記2つの奨励金は、平成22年9月27日から平成24年3月31日までの暫定措置です。

☆奨励金の詳細は、ハローワークまたは助成金デスクでもお問い合わせできます。

② 最低賃金の改正について

☑ 最低賃金額が引き上げられます

…地域別最低賃金は、全国の都道府県のうち約半数以上で10月中に引き上げが行われます。

【参考】

- 兵庫県 … 時間額 734円（平成22年10月17日から）※従前額は721円
- 大阪府 … 時間額 779円（平成22年10月15日から）※従前額は762円

以上の改正点について、詳しくは労務協会ホームページ <http://rokyo.net> からご確認頂けます。